いちから居宅介護支援事業所　梅ヶ丘運営規程

（事業の目的）

第１条 有限会社スズコンタクトレンズが開設するいちから居宅介護支援事業所　梅ヶ丘（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

（２）　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に 提供されるよう配慮して行う。

（３）　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

（４）　事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第３条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　いちから居宅介護支援事業所　梅ヶ丘

（２）　所在地　　東京都世田谷区梅丘１－２４－１４　フリート梅丘 301

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　１名（介護支援専門員と兼務）　管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（２）　介護支援専門員　　１名以上（うち１名は管理者と兼務）　介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日、営業時間等）

第５条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１） 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（２） 営業時間 午前９時から午後５時までとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第６条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

（１）利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所

（２）使用する課題分析票の種類 新宿区版アセスメントシート

（３）サービス担当者会議の開催場所 （利用者宅その他必要と認められる場所）

（４）介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月１回

（５）モニタリングの結果記録 １ヶ月に１回

２ 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道１ｋｍごとに 100 円を徴収する。

３ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条 通常の事業の実施地域は、世田谷区の一部（梅丘・代田・豪徳寺・松原・代沢・若林・三軒茶屋）とする。

（事故発生時の対応）

第８条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第９条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第４項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

２ 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第２３条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質

問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１０条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催

（３）虐待防止のための指針の整備。

（４）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（５）その他虐待防止のために必要な措置

（６）上記措置を適切に実施するために以下の担当者の配置。

窓口担当者　代表取締役　赤津隆史（電話）03-5799-4435　（ＦＡＸ）03-5799-4436

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第１１条　事業所は、身体拘束等の適正化に対する取り組みとして次の措置を講ずるものとする。

（１）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむ得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

（２）身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録する。

（業務継続計画の策定）

第１２条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に居宅介護支援の提供を継続に実施及び早期に業務再開を図るための計画を策定する。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症対策）

第１３条 事業所は感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を６カ月１回以上開催するとともにその結果を従業者に対し、周知徹底を図る。

２　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

３　従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第１４条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

（１）採用時研修 採用後３月以内

（２）継続研修 年１回

２ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３ 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４ 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低５年間は保存するものとする。

５ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社スズコンタクトレンズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和８年５月１日から施行する。